

働

◇雇用保険法改正 のおしらせ

雇用保険法の一部を改正する法律が、10月1日から施行されます。特に事業主や被保険者のみなさんは以下の点を確認してください。

①一般被保険者の区分が変わります

短時間労働被保険者(週所定労働時間20時間以上30時間未満)とそれ以外の被保険者(週所定労働時間30時間以上)の被保険者区分をなくし、週所定労働時間20時間以上に一本化されます。

②基本手当の支給資格要件が変わります

基本手当の支給資格要件について、原則として、12カ月以上(各月11日以上)の被保険者期間が必要となります。ただし、倒産・解雇等により離職された方は、6カ月以上(同)であれば支給資格を取得できます。

③育児休業給付の給付率が暫定的に50%に上げられます

平成19年4月1日以降に

職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方について、職場復帰給付金の支給額の引き上げにより、給付率を休業前賃金の40%から50%に引き上げられます。

育児休業基本給付金の支給を受けた期間について、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間から除外されます。

④教育訓練給付の要件及び支給内容が変わります

支給額が教育訓練受講経費の20%(上限額10万円)に統一されます。また、当

分の間、初回に限り、被保険者期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることができます。

⑤特例一時金の給付水準が変わります

特例一時金の給付水準が、当分の間、基本手当日額の40日相当分となります【支給資格要件(原則として、6カ月以上の被保険者期間が必要)については、変更ありません】。

▼問い合わせ先

紋別公共職業安定所
(ハローワーク)
☎23-15291

地域精神保健福祉講演会のお知らせ

テーマ 『個性の光る街・紋別 ～ありのままに生きられる街へ～』

精神障害者を中心とした障害者が活動する社会福祉法人“べてるの家”のメンバーと浦河日赤病院の川村医師をお招きし、病気のことや地域のことを語り合います。興味のある方はぜひ聴きにいらしてください。

日時 平成19年9月22日(土)
13:30~15:30
(13:00受付)

場所 紋別市文化会館
(紋別市幸町2丁目1-18)

参加費 無料

◇問い合わせ先

北海道紋別保健所 ☎23-3108



人のうごき

7月31日現在(前月比)
男 1,573人(+4)
女 1,780人(+3)
計 3,353人(+7)
世帯数 1,655戸(-1)

編集 開発振興室
発行 滝上町
印刷 (有)集印堂印刷

おめでとうございます!



この度、明治40年8月20日生まれの齋藤直政さんが、100歳のご長寿を迎えられました。

誕生日となる8月20日に、ご長寿をお祝いし、町からお祝い品をお届けしました。